

6. 防災と安全管理

緊急の際、調布市子どもメールサービスを利用しています。（個人情報を配慮することから、緊急連絡網は作成しません。）4月の園だよりにて園IDをお知らせしますので、登録をお願い致します。

※毎年度更新となります。

公共交通機関の計画運休があった場合は、運休時間の2時間前までには迎えに来てください。計画運休の時間帯によっては臨時休園する場合もあります。避難訓練・高齢者等避難開始「警戒レベル3」が発令した場合は速やかにお迎えに来てください。

① 災害発生等における保育園の対策

1. 大規模地震警戒宣言が発令された場所は

登園前	臨時休園とします。その後については、園より電話、メール・ホームページ等でお知らせします。
在園時	<ol style="list-style-type: none">保育園では、園児を安全な場所に集めて、皆様に引き渡せる体制を取ります。皆様は、テレビ・ラジオ等で情報を得た時点で速やかにお迎えに来て下さい。以後は、臨時休園とします。その後のことについては、園よりお電話等でお知らせします。

※ 「警戒宣言」の発令と伝達方法

判定会→気象庁長官→内閣総理大臣（発令）→東京都知事→調布市長→皆様のご家庭

報道機関（放送局）

2. 火災・地震で保育園に被害があった場合は

登園前	臨時休園とします。その後については、園よりメール・ホームページ等でお知らせします。
在園時	<ol style="list-style-type: none">保育園では園児を安全な場所に避難させます。皆様には、メール・ホームページ等でお知らせします。連絡がありましたら、速やかにお子さんのいる避難場所に来て引き取りをお願いします。以後は、臨時休園とします。その後のことについては、園よりホームページ等でお知らせします。

3. 風水害またはその「おそれ」がある場合は

登園前	臨時休園する場合は、園よりメール・ホームページ等でお知らせします。
在園時	<ol style="list-style-type: none">皆様は、台風・集中豪雨等の注意報または警戒が発令された場合は、テレビ・ラジオ等により気象情報を常に確認し、被害のおそれのあるときは自主的に早めに迎えに来て下さい。保育園では、台風等の状況によっては、皆様に迎えの連絡をし、引き渡せる体制を取ります。皆様は、連絡がありましたら、すみやかに迎えに来て、暴風雨の最中に帰るようなことにならないようにして下さい。道路・交通機関の不通等により、迎えが遅れる場合は、必ず保育園に電話連絡して下さい。

4. 大雪またはその「おそれ」がある場合は

登園前	臨時休園する場合は、園よりメール・ホームページ等でお知らせします。
在園時	<ol style="list-style-type: none">皆様は、大雪の注意報または警報が発令された場合は、テレビ・ラジオ等により気象情報を常に確認し、雪害のおそれがあるときは、自主的に早めに迎えに来て下さい。保育園では、雪の状況によっては、皆様に迎えの連絡をし、引き渡せる体制を取ります。皆様は、連絡がありましたら、すみやかに迎えに来て下さい。道路・交通機関の不通等により、迎えが遅れる場合は、必ず保育園に電話連絡して下さい。

5. ジアラートの伝達またはその「おそれ」がある場合は

登園前	自宅で待機をお願い致します。臨時休園する場合は、園よりメール・ホームページ等でお知らせします。
在園時	<p>1 保育園では園児を安全な場所に避難させます。</p> <p>2 皆様には、メール・ホームページ等でお知らせします。連絡がありましたら、すみやかにお子さんのいる避難場所に来て引き取りをお願いします。</p> <p>3 以後は、臨時休園とします。その後のことについては、園よりホームページ等でお知らせします。</p> <p>4 道路・交通機関の不通等により、迎えが遅れる場合は、必ず保育園に電話連絡して下さい。</p>

調布市における自然災害が予期される場合の対応基準

1. 園が所在する場所に対し、気象に関する避難情報等が発令された場合の対応基準（表1）

避難勧告等の警戒レベル (市の発令)		発令時刻・対応	
		午前7時以前	午後7時以降
5	緊急安全確保		発令問わず、終日休園
4	避難指示	休園	休園とする。在園の場合は降園。避難場所での引き渡し。
3	高齢者等避難	休園	市役所の指示のもと降園。避難場所での引き渡し。

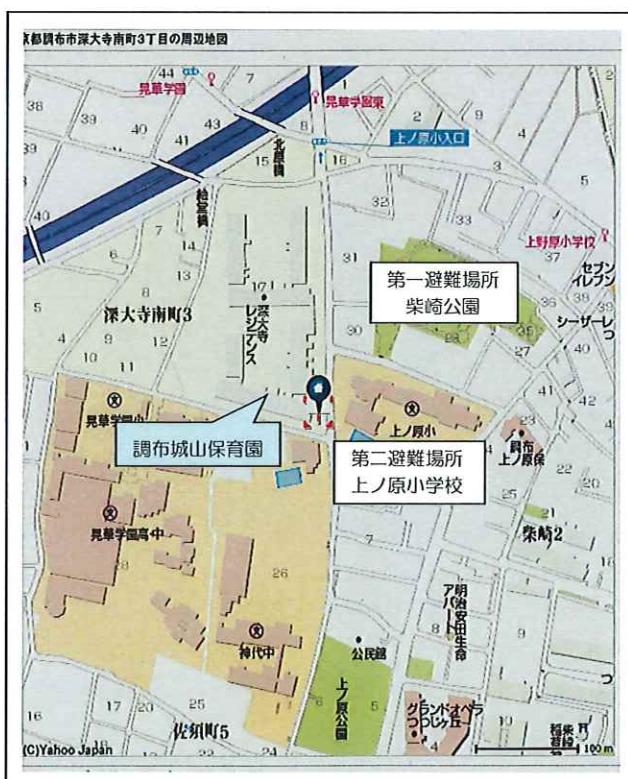
2. 京王線の計画運休が発表された場合の対応基準（表2）

発表時期	対応
午前7時以前	休園とする。
午前7時以降	降園を基本とし、(表1) の対応に準じる。

災害発生等における避難場所

第一避難場所………柴崎公園

第二避難場所………上ノ原小学校（広域避難場所）



災害発生時は伝言ダイヤルを利用していきます。

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

調布城山保育園 042-452-9496

② 安全計画

◎安全計画						調布城山保育園
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実施計画 保育士の研修等	行事 ・入園式 ・避難訓練（事務室）	・避難訓練（3階） ・防犯訓練 ・ピクニック	・防災訓練（給食室）	・避難訓練（3階トイレ） ・水遊び、プール（アクラブ調布）	・避難訓練（2階）	・引渡し訓練（倉庫）
	・避難経路確認 ・初期消火訓練	・避難経路確認 ・初期消火訓練	・消防訓練（全職員）	・避難経路確認 ・初期消火訓練	・避難経路確認 ・初期消火訓練	・緊急事態宣言時の対応。
安全指導 子ども	・保育士の対応チェックシート（会議） ・園内の注意事項（エレベーター・階段等） ・アレルギー児対応。 ・散歩時の注意事項。（公園マップの見直しや経路確認。） ・朝夕保育の体制確認 ・睡眠チェック表について ・事故報告・ヒヤリハット報告（毎月）	・保育室の環境の振り返りと見直し。 ・虫刺され予防と対策や処置の仕方。 ・誤飲について学ぶ。 ・事故報告・ヒヤリハット報告（毎月）	・保育士の対応チェックシート ・熱中症について ・シャワー（沐浴）の仕方。 ・水遊び、プール遊びについて（事故や監視体制等） ・AED講習や救急対応訓練。 ・虐待防止マニュアル。 ・竜巻や台風の対応。 ・事故報告・ヒヤリハット報告（毎月）	・バスの安全確認の仕方。 ・プール（アクラブ調布）についての使用ルール。 ・事故報告・ヒヤリハット報告（毎月）	・保育士の対応チェックシート ・夏季保育の体制や伝達事項の確認や連携の仕方確認。 ・事故報告・ヒヤリハット報告（毎月）	・散歩時の注意事項再確認。（公園マップの見直しや経路確認。） ・事故報告・ヒヤリハット報告（毎月）
	・地震の時の対応や火災時のベルの音を確認する。 ・園内の安全な生活の仕方。 ・園外の安全確認。（歩き方、横断歩道、公園遊具等）	・防災頭巾のかぶり方や大切さを知る。	・避難靴を履いて避難する重要性について知る。	・ハンカチや服の袖で鼻や口を覆い避難する。	・「おかしもち」の確認をする。	・職員の話を聞いて落ち着いて避難する。
安全点検 保護者	・園の方針 ・個人情報について ・苦情申出窓口について。 ・感染症や災害等の市や園の対策や連絡方法。 ・安全な登園園の仕方 ・駐輪の仕方	・散歩マップを知らせる。 ・虫刺されや虫よけについて知らせる。 ・爪の衛生管理。 ・全園児健診のお知らせ。 ・誤飲について伝える。（お弁当）	・水遊び等・プール遊びのお知らせや、注意事項について。 ・歯科検診のお知らせ。 ・災害等の市や園の対応や対策、緊急時の連絡方法について知らせる。			・引渡し訓練お知らせ。 ・災害等の市や園の対応や対策、緊急時の連絡方法について知らせる。 ・生活リズムの調整や、体調への十分な配慮のお願い。
	(毎月) ・事故防止チェックリスト ・自主点検チェックリスト ・日本スポーツ振興センター加入手続き。	(毎月) ・事故防止チェックリスト ・自主点検チェックリスト	(毎月) ・事故防止チェックリスト ・自主点検チェックリスト	(毎月) ・事故防止チェックリスト ・自主点検チェックリスト	(毎月) ・事故防止チェックリスト ・自主点検チェックリスト	(毎月) ・事故防止チェックリスト ・自主点検チェックリスト
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施計画 保育士の研修等	行事 ・避難訓練（2階） ・運動会 ・芋ほり ・ピクニック	・防災訓練（給食室） ・上ノ原まちづくり防災訓練（地域） ・懇談会（5歳児）	・避難訓練（調乳室） ・発表会	・避難訓練（3階） ・水遊び、プール（ア克拉ブ調布）	・避難訓練（洗濯室） ・懇談会 ・新入園児説明会	・避難訓練（スタッフルーム） ・お別れ遠足
	・避難経路確認 ・初期消火訓練	・119番通報訓練	・避難経路確認 ・初期消火訓練	・避難経路確認 ・初期消火訓練	・避難経路確認 ・初期消火訓練	・避難経路確認 ・初期消火訓練
安全指導 子ども	・職員の話を聞いて落ち着いて避難する。	・職員の話を聞いて落ち着いて避難する。	・職員の話を聞いて落ち着いて避難する。	・職員の話を聞いて落ち着いて避難する。	・職員の話を聞いて落ち着いて避難する。	・職員の話を聞いて落ち着いて避難する。
	・誤飲について知る。	・危険につながる服装について知る。	・刷掃指導（調布市）	・警察署の方の話を聞く。 ・園内外での安全な過ごし方やルールを再確認する。		
安全点検 保護者	・誤飲について伝える。（お弁当）	・災害等の市や園の対策や連絡方法。（大雪） ・SIDSについて周知する。 ・虐待防止月間周知。 ・就学前に向けての心構えを知らせる。（5歳児）		・生活リズムの調整や、体調への十分な配慮のお願い。	・園の方針 ・個人情報について ・苦情申出窓口について。 ・感染症について ・感染症や災害等の市や園の対策や連絡方法。	・誤飲について伝える。（お弁当）
	(毎月) ・事故防止チェックリスト ・自主点検チェックリスト	(毎月) ・事故防止チェックリスト ・自主点検チェックリスト	(毎月) ・事故防止チェックリスト ・自主点検チェックリスト	(毎月) ・事故防止チェックリスト ・自主点検チェックリスト	(毎月) ・事故防止チェックリスト ・自主点検チェックリスト	(毎月) ・事故防止チェックリスト ・自主点検チェックリスト ・リスクマネジメント表見直し。 ・安全計画見直し。

③お子さんの安全を守るために

◎園でのケガの治療費の補助

- ① 日本スポーツ振興センターに加入し、園の管理下における園児の負傷で治療費（総額が5,000 円以上の場合）の一部を補助しています。治療費は保護者の方に一時立替えていただくことになります。
乳児医療を利用した場合は、保険の対象外になります。
- ② 交通災害共済保険にも加入し、お子さんの万一の交通事故にも備えています。

◎救急処置

事故に適切に対応できるように一部職員が東京消防庁より普通救命の講習を受けております。救急通報し、病院に行くまでの応急処置を行います。

◎非常用ボタン(ホットライン)

綜合警備保障非常ボタン 各階の廊下に設置しています。(3か所)
(直接110番通報と同時に周辺のパトカーが急行してくる)



◎監視カメラ・モニター

園舎の周りに防犯カメラ4台設置しています。
(24時間ハードデスク録画・夜は赤外線カメラ、昼はカラーカメラ・事務室・2階保育室にてモニターチェック)



◎夜間の全室侵入と火災の警備委託（綜合警備保障）



◎さすまた

不審者に対応するためのものです。行動訓練も行っています。



◎自動体外式除細動器（AED）



◎投てき用簡易消化用具



◎蛍光クラックポール



◎消火器



◎人工呼吸器

◎園外保育

園外保育に出かけるときは必ず携帯電話を持って行きますので、いつでも園と連絡が取れます。

その他に救急袋、着替え、ビニール袋、タオル、濡れタオル、ティッシュ、携帯ラジオを常備しています。またクラスにより必要なものをもって園外保育に出かけます。

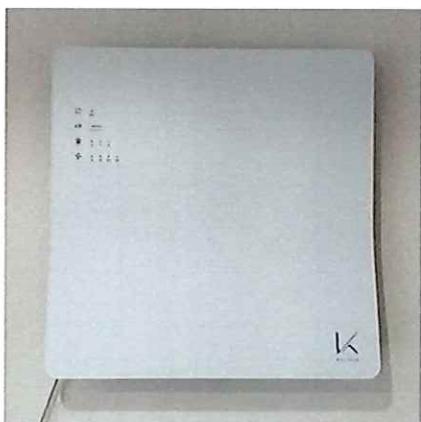


携帯電話（7台）

◎地震時の落下防止ストッパー



◎空気清浄機（光触媒 除菌・脱臭機）



◎引き戸の安全ゴムの設置



◎開閉ドアの目安シール



◎0・1クラスは床暖房



1階の廊下です。ご注意ください

◎定期的（毎月）な設備・遊具の安全点検

◎防災頭巾
(幼児組)



◎防災頭巾
(乳児組)



◎職員用
ヘルメット



◎災害時持ち出し用
救急リュック



◎園児避難靴



◎備蓄

食料	備品	
クラッカー・ビスケット	園児用食器（紙皿・紙コップ）	ガスボンベ
アルファ米（白米、わかめご飯）	アイスパック	カセットストーブ
アルファ米（鮭粥・塩こんぶ粥）	簡易トイレ袋	紙おむつ
豚汁・けんちん汁	災害用救助マット	LED 投光器（懐中電灯）
野菜スープ	パック毛布	ポータブルバッテリー
粉ミルク	非常用乳児粉ミルクセット (ミルク缶・哺乳瓶・乳首・乳首ブラシ・除菌シート)	発電機 ソーラー充電器

*保存食は賞味期限を管理し、種類が変更になることがあります。

*アレルギー児は誤食の無いよう災害時にはビブスを着用します。

★ その他、事故やヒヤッとしたこと・ハッとしたことがあった場合、『事故報告書』や『ヒヤリ、ハット報告書』を作成し、職員会議で話し合い安全管理に努めています。

◎職員の健康管理

全職員が毎月、サルモネラ属菌、赤痢菌、O-157を含む「腸内細菌検査」を受けています。

また、授乳・離乳食・給食の配膳等を安全に行うために衛生管理を徹底しています。

自転車に子どもが乗る時は、ヘルメット着用！

子どもを乗せた自転車の事故は多いです。

「走っているときに他の自転車にぶつかりそうになった」

「子どもを乗せようとして(降ろそう)としたときにグラッと倒れた」・・・

などなどドキッまたはヒヤッとしたことはありませんか。



(子どもも自転車乗車時はヘルメット!)

自転車事故の現状を踏まえ、道路交通法が改正され、2023年4月1日から、

自転車利用者はヘルメットの着用に努めなければなりません。(道路交通法第63条の11)

きちんと守って、事故を未然に防ぎましょう。

乗車人員

原則として運転者以外の人を乗せることはできませんが、次の場合は幼児を同乗させることができます。



一般自転車

16歳以上の運転者は、幼児用座席を設けた自転車に6歳未満の幼児を1人に限り乗車させることができます。

※さらに運転者は幼児1人を子守バンド等で背負って運転できます。

幼児2人同乗用自転車

16歳以上の運転者は、幼児2人を同乗させることができる特別の構造又は装置を有する自転車（幼児2人同乗用自転車）に6歳未満の幼児2人を乗車させることができます。

※幼児2人を乗車させた場合、運転者は幼児を背負って運転することはできません。



自転車損害賠償保険等への加入(義務) 2020年4月より

自転車の安全で適正な利用の促進のため、自転車利用者に保険等への加入が義務化されました。